

## 申請等手続きとサービスコードについて

		指定申請・届出	報酬関係		
			サービスコード	地域単価	
				市内事業所	市外事業所
現行相当サービス	平成 27 年 3 月 31 日までに介護予防通所介護及び介護予防訪問介護の指定を受けた事業者 【みなし指定】	不要	訪問・・・A1 通所・・・A5	昭島市の単価	<u>所在市町村の単価</u>
	平成 27 年 4 月 1 日以降に介護予防通所介護及び介護予防訪問介護の指定を受けた事業者	要指定申請	訪問・・・A2 通所・・・A6	昭島市の単価	昭島市の単価
緩和サービス	上記に関わらず、訪問型サービス A（生活援助のみ）及び通所型サービス（半日型）の緩和サービスを実施する事業者 【緩和型サービス】	要指定申請 ※現行相当サービスとは別に申請が必要	訪問・・・A3 通所・・・A7	昭島市の単価	昭島市の単価

## ■指定申請・変更届

介護予防通所介護及び介護予防訪問介護の指定を受けた日、事業所の所在地により申請の要・不要や使用するサービスコードが異なる

また、みなし指定を取っている事業所についても、みなし指定の効力は平成 30 年 3 月 31 日までのため、平成 30 年 4 月 1 日以降については A2 及び A6 の指定申請が必要

## ■サービスコード

別紙参照（2 月中に HP に掲載予定）